



日本のまんなか
水と緑といで湯の街渋川市

令和元年 6 月第 4 回市長定例記者会見

- ・ 日時 令和元年 6 月 26 日（水）
午後 2 時
- ・ 場所 市役所本庁舎記者会見室

- 1 豚コレラ防疫対策における金網柵等設置補助を行います（資料 1）
- 2 健康増進法の一部改正に伴い受動喫煙対策に取り組みます（資料 2）
- 3 伊香保保育所とかに石幼稚園を認定こども園へ移行します（資料 3）
- 4 伊香保小学校と小野上小学校に小規模特認校制度を導入します（資料 4）

その他資料提供

- ・ 環境美化や太陽光発電設備設置事業に関する条例案への市民意見を公募します（資料 5）

○次回開催予定 7 月第 1 回市長定例記者会見
日時：令和元年 7 月 1 日（月）午後 1 時～
場所：本庁舎記者会見室

市長の主な週間日程

月 日	時間	件 名	場 所	所 管
6月24日(月)	10:00	予算常任委員会	大会議室	議会議務局
6月25日(火)		※休会日		
6月25日(火)	13:00	第18回NHK学園伊香保短歌大会	ホテル天坊	観光課
6月26日(水)	10:00 終了後 12:15 14:00 15:50	6月渋川市議会定例会:表決、閉会 庁議 第6回ミニコンサート 定例記者会見 2019年非核平和のための行進	庁議室 本庁舎市民ホール 記者会見室 本庁舎正面玄関前	議会議務局 秘書課 財政課 秘書課 市民協働推進課
6月27日(木)	10:00 11:00 11:30 13:30 17:00	水道週間小・中学校ポスター作文コンクール最終審査 群馬県国民健康保健団体連合会 会計監査 利根川上流流域下水道県央処理区連絡協議会 会計監査 東京オリンピック聖火リレー群馬県実行委員会 子持産業振興(株)株主総会及び取締役会	市長室 市長応接室 市長応接室 県庁29階 子持行政センター	水道課 保険年金課 下水道課 スポーツ課 農林課
6月28日(金)	9:00 10:30 13:30 14:30 16:30	第3回日本のまんなか渋川・市長と語る会 第3回榛名山噴火関連遺跡等活用に関する有識者会議 第69回社会を明るくする運動渋川地区推進委員会 古巻地区自治会連合会意見交換会 渋川地区危険物安全協会第61回定例総会	庁議室 大会議室 金島ふれあいセンター 古巻公民館 プレヴェール渋川	秘書課 新政策課 地域包括ケア課 古巻公民館 危機管理室
6月29日(土)	13:30 18:00	上三原田歌舞伎舞台創建200年祭 舞台造作初日の激励会 トヨタガズーレーシングラリーチャレンジin渋川 前夜祭	上三原田歌舞伎舞台 プレヴェール渋川	文化財保護課 スポーツ課
6月30日(日)	8:30 11:00 13:30	トヨタガズーレーシングラリーチャレンジin渋川 恋活BBQinあかぎ 群馬県隊友会定期総会	渋川市総合公園 沼尾フィッシングセンター ホテルメトロポリタン高崎	スポーツ課 こども課 市民協働推進課
7月1日(月)	9:00 11:30 13:00	庁議 第69回社会を明るくする運動メッセージ伝達式 定例記者会見	庁議室 大会議室 記者会見室	秘書課 地域包括ケア課 秘書課

資料1

担当：産業観光部農林課 副部長兼課長 狩野 均 電話0279-22-2593 内線4971

豚コレラ防疫対策における金網柵等設置補助を行います

渋川市では、豚コレラ防疫対策として、野生イノシシの侵入を防ぐ電牧柵の設置費用の一部補助を行っていますが、この度、金網柵等の設置に対する追加補助を、県内で初めて行います。

1 背景

岐阜県及び愛知県の豚コレラは長期化しており、豚コレラ陽性判定となった野生イノシシが岐阜県に接する長野県、三重県、滋賀県の各県境付近で確認されています。

平成31年2月20日、市内の養豚場から出荷された豚について、豚コレラの疑似患畜として病理検査（結果は陰性）が行われたことを踏まえ、平成30年度3月補正予算で緊急豚コレラ防疫対策事業としての予算措置を行い、野生イノシシの侵入を防ぐ電牧柵の設置費用の一部補助を行っています。

この度、群馬県養豚協会（会長 岡部康之）から、電牧柵の効果は認められるものの、除草などの維持管理にかかる労力が大きいことから、金網柵等の設置に対する追加補助の要望があったことを踏まえ、県内で最初に金網柵等の設置を補助対象に加え、豚コレラ防疫対策の強化を講じます。

2 事業の概要

市内に養豚場がある27事業者を対象に、電牧柵及び金網柵等の設置に必要な資材に要する費用を支援します。

【補助率】

①電牧柵 資材等購入費の2分の1以内

②金網柵等（追加対策分） 資材等購入費の10分の3以内（ただし、上限単価を1m当たり2,000円とする）

※金網柵等とは、金網、ワイヤーメッシュ、ネットなど農場への侵入を防止するために必要な資材をいう。

【事業期間】令和元年9月末まで

3 その他

（1）現在までの対策状況

- ・消石灰（20kg入りを20袋）逆性せっけん製剤（1リットル入りを10本）を27事業者は無償配布（併せて電牧柵設置資材費の一部補助の周知）
- ・市内12カ所の公共施設に消毒マットを設置
- ・追加対策の案内を事業者へ周知

（2）豚の農業算出額（2017年）

- ・64億5千万円（全国市町村で17位、県内3位）

（3）飼養頭数（2018年2月1日現在）

- ・約7万5千頭

資料2

担当：スポーツ健康部健康管理課 課長 清水 哲郎 電話0279-25-1321 内線4600

健康増進法の一部改正に伴い受動喫煙対策に取り組みます

健康増進法の一部改正に伴い、渋川市では、受動喫煙対策に取り組むため、7月1日から学校・診療所・児童関連施設や市役所本庁舎・第二庁舎などの敷地内を原則全面禁煙とします。

1 法改正に伴う渋川市の対応

- (1) 令和元年7月1日から、第一種施設について原則全面敷地内禁煙とする。
- (2) 令和2年4月1日から、第二種施設について原則屋内禁煙とする。

2 各施設における対応について

《第一種施設関係》

施設名	所管課における対応	期日
小学校・中学校・幼稚園・保育所・子育て支援センター・学童保育所・国保あかぎ診療所	原則全面敷地内禁煙 →現状維持	令和元年 6月30日
本庁舎・第二庁舎・行政センター・渋川ほっとプラザ（夜間急患診療所）	原則全面敷地内禁煙 →やむを得ない場合に限り、方針に沿った喫煙スペースを屋外に設置。 ※詳細は下記のとおり	

《第二種施設関係》

施設名	所管課における対応	期日
公民館・住民センター・集会所・市民会館・図書館・博物館・体育施設・観光施設・温泉施設・産業系施設・給食調理場・消防団詰所・高齢福祉施設・障害福祉施設・清掃施設など	原則屋内禁煙 →必要に応じて、方針に沿った喫煙スペースを屋外に設置。	令和2年 3月31日
小野上温泉センター・たちばなの郷城山・交流促進センター（SUNおのがみ）	原則屋内禁煙 →必要に応じて、方針に沿った喫煙スペースを屋外に設置。または、喫煙専用室を屋内に設置。	

※本庁舎、第二庁舎、各行政センターの特定屋外喫煙場所

本庁舎	現在設置している本庁舎南側喫煙所、北庁舎喫煙所を撤去して、本庁舎駐車場南東に設置。
第二庁舎	現在設置している第二庁舎東側喫煙所を撤去して、第二庁舎屋上駐車場南西に設置。
各行政センター	現在設置している喫煙所を特定屋外喫煙場所とする。

3 周知方法 広報しぶかわ（7月1日号）及び市ホームページにて周知する

資料3

担当：福祉部こども課 課長 中山 久子 電話0279-22-2415 内線1201

伊香保保育所とかに石幼稚園を認定こども園へ移行します

渋川市は、公立幼稚園及び保育所の認定こども園への移行を推進し、子ども・子育て支援の充実を図るため、伊香保保育所とかに石幼稚園について、令和2年度から公立として初めての認定こども園への移行を進めます。

1 内 容

平成27年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」において、幼児教育・保育の一体的な提供や地域の子育て支援の充実が求められ、保育所及び幼稚園の認定こども園への移行が推奨されている中、渋川市においても、未就学児の人口減と保育ニーズの増加を踏まえ、公立幼稚園及び保育所の認定こども園の移行を推進し、子ども・子育て支援の充実を図るため、伊香保保育所とかに石幼稚園について、令和2年度からの認定こども園への移行を進めます。

〈認定こども園〉

幼稚園と保育所双方の機能を持ち、子育て支援を総合的に実施する施設です。

認定こども園は、母体となる施設によって、①認可幼稚園と認可保育所が一体的な運営をする「幼保連携型」、②認可幼稚園が保育所機能を備えた「幼稚園型」、③認可保育所が幼稚園機能を備えた「保育所型」、④認可されていない地域の教育・保育施設が必要な機能を果たす「地方裁量型」4つのタイプがあります。

2 施設概要（令和元年6月1日現在）

（1）伊香保保育所

住 所 伊香保町伊香保335-3

利用定員 88人／児童数31人

クラス数 5クラス（0歳児～5歳児クラス、0歳及び1歳は複式）

（2）かに石幼稚園

住 所 村上3751-1

利用定員 20人／児童数7人

クラス数 2クラス（3歳児～5歳児クラス、3歳及び4歳は複式）

3 移行について

移行に当たっての類型は、既存の保育所又は幼稚園としての施設と機能を活かし、伊香保保育所は保育所型、かに石幼稚園は幼稚園型を予定しています。

4 今後のスケジュール（予定）

令和元年 7月 地元説明会（伊香保・小野上地区）

8月 次年度児童募集について広報掲載

10月 認可申請、必要な施設整備等

2月 県からの認可

令和2年 4月 認定こども園へ移行

資料4

担当：教育部教育総務課 課長 土屋 輝夫 電話0279-22-2076 内線4940

伊香保小学校と小野上小学校に小規模特認校制度を導入します

渋川市教育委員会は、より良い教育環境の実現に向けて小中学校の再編統合を検討していますが、再編統合による適正規模化を進めることが困難な場合には、小規模特認校制度の導入を推進していきます。この度、令和2年度から、伊香保小学校と小野上小学校に小規模特認校制度の導入を進めることになりました。

1 内 容

市教育委員会は、平成29年度から10年間を適用期間とする「小中学校の再編に関する長期的な方針」に基づき、より良い教育環境の実現に向けて、地域の合意形成を図りながら取り組んでいます。

このような中、教育本来の目的に照らし、児童生徒の望ましい成長のために学校が果たす役割を認識し、児童生徒のより良い教育環境を整える目的から、小規模校の利点についても考慮しつつ、再編統合にあたっては、可能な範囲で一定の学校規模を確保することを基本としています。

しかし、地域の事情により、再編統合による適正規模化を進めることが困難である場合には、小規模校の特性を生かした学校の在り方として、小規模特認校制度の導入を推進していきます。

この度、令和2年度から、伊香保小学校と小野上小学校に小規模特認校制度の導入を進めることになりました。

〈小規模特認校制度とは〉

現住所のまま所定の条件のもと指定された学校に入学・転学できる制度です。

小中学校の通学区域の弾力的運用の一つとして、児童生徒数の少ない小中学校で通学区域の制限を外し、自由な通学を認めるものです。

2 制度導入校（令和元年5月1日現在）

（1）渋川市立伊香保小学校

児童数：71人 学級数：8（うち特別支援学級数2） 複式学級：なし

（2）渋川市立小野上小学校

児童数：36人 学級数：6（うち特別支援学級数1） 複式学級：あり

3 効果

（1）メリット

- ・児童一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。
- ・学校行事などにおいて児童一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。
- ・小規模校に通学することで、新たな人間関係を再構築することができる。

（2）デメリット

- ・通学区域が広範囲になるため、児童及び保護者に通学の負担が発生する。
- ・自分の住んでいる地域での友人関係が希薄になる可能性がある。

4 今後のスケジュール（予定）

令和元年	7月	保護者・地元説明会（伊香保・小野上地区）
	8月	関連規則の改正等
	10月	広報、ホームページによる周知
令和2年	2月	希望者の審査、許可
	4月	入学

5 その他

県内における小規模特認校

- ① 邑楽郡板倉町：2校（北小学校、南小学校）
- ② 館林市：1校（第四小学校：平成31年度から）

資料5

担当：市民部環境課生活環境係 柴崎 紀彦 電話0279-22-2114 内線1141
担当：市民部環境課環境政策係 小林 悟 電話0279-22-2114 内線1146

環境美化や太陽光発電設備設置事業に関する条例案への 市民意見を公募します

1 内 容

「(仮称) 渋川市環境美化条例」及び「渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」の制定に当たり、広く意見を聴くための一つの方法として、各条例の骨子(案)を公表し、案への意見を公募するものです。

2 条例制定の目的

(1) 「(仮称) 渋川市環境美化条例」

現在の快適な生活環境を将来の市民に引き継ぐため、市、市民等及び事業者の役割を明確にするとともに、環境美化に関する施策を総合的に推進し、誰にでも誇れる清潔で美しいまちの実現に資することを目的に条例を制定するものです。

(2) 「渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」

東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機として、太陽光発電設備は全国各地で急速に設置が進みましたが、一部では無秩序な開発により自然環境、景観及び周辺住民の生活環境への影響も懸念されています。

このような状況を踏まえ、市民の生活環境を保全するとともに、先人から受け継いだ美しい自然環境や景観を維持し将来へ引継ぐため、自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和を図るために必要な基準を条例で定め、適切な規制を行うとするものです。

3 資料公表及び意見募集期間

令和元年7月3日(水)から8月1日(木)まで

4 資料の公表方法

資料を7月3日(水)から市ホームページに掲載するほか、本庁舎市民ホール前、第二庁舎2階入口、環境課、各行政センターに備え付けます。

市ホームページ以外での資料の閲覧は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分までです。

5 意見提出方法

意見を記入した所定の用紙に氏名(団体名)、住所、電話番号等を明記して、持参、郵送、FAX又はEメールで環境課へ提出してください。

【送付先】

〒377-8501 渋川市石原80番地 渋川市役所環境課 宛て

FAX: 0279-24-6541 (環境課宛てと明記してください)

Eメール: kankyou@city.shibukawa.gunma.jp

※用紙の様式は、市ホームページに掲載します。

6 結果報告

提出された意見に対する市の考え方を市ホームページなどに掲載します。

※意見以外の個人情報などは公表しません。また、意見に対する個別の回答は行いません。